

○ 公証人の選考に関する公証人分科会細則

平成十四年七月二十九日公証人審査会議決

(目的)

第一条 この細則は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号。以下「法」という。）第十三条ノ二に規定する選考（以下「選考」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(選考の方法)

第二条 選考は、選考される者が多年法務に携わり法第十三条に規定する者に準ずる学識経験を有するかどうか、及びその他公証人となるのに必要な適格性を有するかどうかを判定することを目的とし、経歴の調査及び判定並びに口述の方法並びに必要なに応じ短答式（択一式を含む。以下同じ。）による筆記の方法により行う。

(被選考資格)

第三条 多年法務に携わった経験を有する者として検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会（以下「分科会」という。）が定める基準に該当する者は、選考を受けることができる。

(選考のための筆記及び口述)

第四条 選考のための短答式による筆記は、次の科目について行う。ただし、経歴の判定に合格した者でなければ、これを受けることができない。

一 民法

二 商法

三 民事訴訟法（民事執行法を含む。）

四 公証人法

2 前項の筆記については、分科会が定めるところにより、その一部を免除する。

3 選考のための口述は、公証人となるのに必要な学識経験及び適格性を有するかどうかについて行う。ただし、筆記を行わなかった場合には経歴の判定に合格した者、筆記を行った場合にはこれに合格した者でなければ、口述を受けることができない。

(選考のための公募)

第五条 選考のための公募は、毎年、少なくとも一回行う。ただし、欠員がない場合は、この限りでない。

2 選考のための公募及び選考の実施に関して必要な事項は、分科会が決定する。

(出願手続)

第六条 選考を受けようとする者は、出願期間内に、次の書類を分科会に提出しなければならない。

一 公証人選考申込願書

二 経歴に係る申告書

三 前号の経歴を証する書類又はこれに代わる書類

(審査会の選考)

第七条 選考は、分科会の会議において、経歴及び口述の結果を総合して行う。